

南国市都市計画法施行条例（平成29年南国市条例第22号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（法第29条の許可を受けなければならない一体的な開発行為） 第3条 相互に隣接する土地で行われる開発行為が、次の各号のいずれにも該当するときは、一体のものとして法第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない。ただし、居住の用のみに供する建築物（2戸1棟以外の長屋住宅及び共同住宅を除く。）を建築するための開発行為については、この限りではない。 （1） それぞれの開発区域の土地の所有者又は開発行為をしようとする者が、同一、二親等内の血族又は夫婦であるとき。 （2） 開発行為に着手する日が、隣接する土地の開発行為の完了した日から1年以上経過していることを規則で定める方法により証明できないとき。 2 相互に隣接する土地で行われる開発行為のうち、道路、公園その他規則で定める公共施設の設置を伴うものが、次の各号のいずれにも該当するときは、一体のものとして法第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない。 （1） 公共施設の設置が、機能的に一体のものと認められるとき。 （2） 開発行為に着手する日が、隣接する土地の開発行為の完了した日から5年以上経過していることを規則で定める方法により証明できないとき。	（法第29条の許可を受けなければならない一体的な開発行為） 第3条 相互に隣接する土地で行われる開発行為が、次の各号のいずれにも該当するときは、一体のものとして法第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない。ただし、居住の用のみに供する建築物（2戸1棟以外の長屋住宅及び共同住宅を除く。）を建築するための開発行為については、この限りではない。 （1） それぞれの開発区域の土地の所有者又は開発行為をしようとする者が、同一、二親等内の血族又は夫婦であるとき。 （2） 開発行為に着手する日が、隣接する土地の開発行為の完了した日から1年以上経過していることを規則で定める方法により証明できないとき。 2 相互に隣接する土地で行われる開発行為のうち、道路、公園その他規則で定める公共施設の設置を伴うものが、次の各号のいずれにも該当するときは、一体のものとして法第29条に規定する開発行為の許可を受けなければならない。 （1） 公共施設の設置が、機能的に一体のものと認められるとき。 （2） 開発行為に着手する日が、隣接する土地の開発行為の完了した日から1年以上経過していることを規則で定める方法により証明できないとき。

(中略)

(法第34条第1号に規定する開発行為の基準)

第8条 法第34条第1号の主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、次に掲げる基準（市長が別に定めるものにあつては、第2号に掲げるものを除く。）に適合するものでなければならない。

(1) 建築物の用途は、政令第21条第26号イからハまでに掲げる公益上必要な建築物であつて、主として周辺の地域において居住している者の利用に供するものとして市長が別に定めるものであること。

(2) 建築物は、既存の集落内又は既存の集落に連たんしている場所であつて、許可を受けようとする区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者が利用するのに適した場所に位置するものであること。

2 法第34条第1号の主として周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工又は修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 許可を受けようとする者は、許可を受けようとする区域若しくは当該区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者若しくはかつて居住していた者又はこれらの者以外の者にあつては、従来から同種の業務を営んでいる者であること。

(2) 建築物の用途は、市長が別に定めるものであること。

(3) 建築物は、敷地面積が1,000平方メートル以内かつ延べ面積が300平

(中略)

(法第34条第1号に規定する開発行為の基準)

第8条 法第34条第1号の主として周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、次に掲げる基準（市長が別に定めるものにあつては、第2号に掲げるものを除く。）に適合するものでなければならない。

(1) 建築物の用途は、政令第21条第26号イからハまでに掲げる公益上必要な建築物であつて、主として周辺の地域において居住している者の利用に供するものとして市長が別に定めるものであること。

(2) 建築物は、既存の集落内又は既存の集落に連たんしている場所であつて、許可を受けようとする区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者が利用するのに適した場所に位置するものであること。

2 法第34条第1号の主として周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工又は修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 許可を受けようとする者は、許可を受けようとする区域若しくは当該区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者若しくはかつて居住していた者又はこれらの者以外の者にあつては、従来から同種の業務を営んでいる者であること。

(2) 建築物の用途は、市長が別に定めるものであること。

(3) 建築物は、敷地面積が1,000平方メートル以内かつ延べ面積が300平

方メートル以内であること。

(4) 建築物は、既存の集落内又は既存の集落に連たんしている場所であって、許可を受けようとする区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者が利用するのに適した場所に位置するものであること。

(5) 建築物が前条第3号の建築物である場合には、居住の用に供する部分と業務の用に供する部分とが併用されることのない構造であり、かつ、延べ面積の2分の1以上を業務の用に供するものであること。

(6) 前号に該当する建築物を建築する者又はその者と生計を一にする者が、次に掲げる建築物のいずれかを所有していないこと。

ア 自己の居住の用に供する建築物

イ 自己の居住の用に供する部分及び業務の用に供する部分を併せもつ建築物

(7) 自動車修理工場にあつては、第4号に規定する場所又は幅員が7メートル以上の国道若しくは県道に接している場所に位置するものであり、かつ、許可を受けようとする区域の周辺の土地利用に関して支障がないものであること。

(中略)

(政令第29条の8第1号に規定する建築物の基準)

第10条 政令第29条の8第1号に規定する建築物は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合するものでなければな

方メートル以内であること。

(4) 建築物は、既存の集落内又は既存の集落に連たんしている場所であって、許可を受けようとする区域の周辺の市街化調整区域内に居住している者が利用するのに適した場所に位置するものであること。

(5) 建築物が前条第3号の建築物である場合には、居住の用に供する部分と業務の用に供する部分とが併用されることのない構造であり、かつ、延べ面積の2分の1以上を業務の用に供するものであること。

(6) 前号に該当する建築物を建築する者又はその者と生計を一にする者が、次に掲げる建築物のいずれかを所有していないこと。

ア 自己の居住の用に供する建築物

イ 自己の居住の用に供する部分及び業務の用に供する部分を併せもつ建築物

(7) 自動車修理工場にあつては、第4号に規定する場所又は幅員が6.5メートル以上の国道若しくは県道に接している場所に位置するものであり、かつ、許可を受けようとする区域の周辺の土地利用に関して支障がないものであること。

(中略)

(政令第29条の8第1号に規定する建築物の基準)

第10条 政令第29条の8第1号に規定する建築物は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合するものでなければな

らない。

(1) 道路管理施設 市道の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するもの

(2) 休憩所 幅員が7メートル以上の道路に接しており、当該道路を通行する自動車の運転者の休憩のために設置する施設（宿泊施設を除く。）であって、敷地面積が1,000平方メートル以上、駐車台数が10台以上、収容人員がおおむね50人以上で、運転者のための便所を備えたもの。ただし、敷地面積については、周辺の土地利用等によりやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(3) 給油所等 ガソリンスタンド及びこれに類似する自動車用液化石油ガススタンドであって、幅員が7メートル以上の道路に接しているもの

らない。

(1) 道路管理施設 高速自動車国道等の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置するもの

(2) 休憩所 幅員が6.5メートル以上の道路に接しており、当該道路を通行する自動車の運転者の休憩のために設置する施設（宿泊施設を除く。）であって、敷地面積が1,000平方メートル以上、駐車台数が10台以上、収容人員がおおむね50人以上で、運転者のための便所を備えたもの。ただし、敷地面積については、周辺の土地利用等によりやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(3) 給油所等 ガソリンスタンド及びこれに類似する自動車用液化石油ガススタンドであって、幅員が6.5メートル以上の道路に接しているもの